

# 旧磐田市民文化会館等跡地に関する 「対話による利活用可能性調査（サウンディング型）」の実施について

令和6年11月11日  
磐田市企画部政策推進課

## **1. これまでの経緯と調査の目的**

磐田市では、旧磐田市民文化会館等跡地（以下、「対象地」という。）の利活用について、平成28年に市民文化会館の移転が決定した後、これまで様々な形で検討を進めてきました（※1）。

平成29年度に利活用基本方針（案）を策定しましたが、コロナ禍を経て環境の変化があったこと、民間事業者の皆様からも活用・開発に関する声が聞かれるようになったことなどを考慮し、令和6年9月に民間事業者との「共創」により、利活用の検討を進めていくことを表明しました。

中心市街地に立地するこの土地を、まちにとって、市民にとって、より魅力ある“場所”にするため、事業発案の段階で民間事業者の皆様からの意見やアイデア等を参考にしながら、今後の利活用の方向性を検討していきたいと考えています。

そこで今回、幅広い意見やアイデアを募るとともに、今後の事業化に向けた対象地の利活用の可能性について把握・整理するため、民間事業者の皆様と直接顔を合わせてお話をする機会として「対話による利活用可能性調査（サウンディング型）」を実施します。

「まだ具体的な意見やアイデアはないが、対象地に興味がある」、「先ず対象地の概要や磐田市の考えを聞いてみたい」という事業者でもご参加いただけますので、ぜひお申込みください。

※1 これまでの検討経過は、磐田市ホームページ（ページ番号1001665）をご参照ください。

## **2. 対象地**

旧磐田市民文化会館等跡地（磐田市二之宮東3番2、16,769.39㎡、地目：宅地）

※詳細については「別紙1：対象地の概要」をご参照ください。

## **3. 調査対象者**

対象地に関心のある民間事業者

## **4. 対話による利活用可能性調査の進め方**

### **（1）参加の申込み**

- ・「別紙2：エントリーシート」に必要事項を記入の上、提出期限までに「6. 問い合わせ先」にメールにてご提出ください。（メールの件名は、「【対話参加】（事業者名）」としてください。）
- ・対話に参加する人数は、1社3名以内としてください。
- ・現地見学会への参加は、対話への参加申込みの必須条件ではありません。

## (2) 対話の実施

- ・対話は、対面（会場：磐田市役所ほか）またはオンラインのいずれかにより行います。
- ・参加の申込みをいただいた事業者には、時間・場所を別途調整の上、連絡します。
- ・対話時間は、1社あたり60分以内を予定しています。
- ・資料の提出は任意です。必要な資料がある場合、対面の場合は、4部持参してください。オンラインでの対話の場合は、実施日前日までにEメールで資料を送付してください。
- ・ご質問は当日、対話の中で受付いたします。
- ・対話では、主に①事業化の可能性の有無、②事業イメージ、③事業手法、などについて、意見やアイデアを伺う予定です。

## (3) 調査結果の公表

- ・対話による利活用可能性調査の結果については、磐田市ホームページで公表します。
- ・公表にあたっては、事業者名や事業者のノウハウに係る部分は公表せず、いただいた意見等を集約した上で、対象地の利活用の可能性や事業イメージ、参入意向等の概要のみ公表します。

## (4) 全体スケジュール

対話（見学会）への参加申込期限	令和6年11月27日（水）まで
現地見学会の開催日時	令和6年11月29日（金） 10:00～11:00 ※参加申込みされた方は、直接、現地へお越しく下さい
対話の実施日	令和6年12月11日（水）～令和7年1月17日（金）まで （土日祝を除く） ※対話は、民間事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います ※調整後に12月2日（月）までにご連絡します
調査結果の公表	令和7年3月上旬（予定）

## 5. 留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、対話に参加できません。
  - ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - ・会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員に該当する者
- (2) 今回の調査（対話）への参加は、今後、対象地の開発事業者を募集・選定する際の条件や評価の対象にはなりません。
- (3) 調査（対話）への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- (4) 参加者の提案やノウハウは保護の上、厳重に管理し、本事業の目的以外には使用しません。
- (5) 調査終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施することがあります。その際にはご協力お願いいたします。

## 6. 問い合わせ先

磐田市 企画部 政策推進課 総合戦略グループ 担当：内藤、村山 電話：0538-37-4805 E-mail:kikaku@city.iwata.lg.jp
---